

住生活空間（戸建住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等 に関する調査事業を行う補助事業者の募集についての公示

令和8年3月10日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

住生活空間（戸建住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業

(2) 事業の目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、特に2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定者等の増加が見込まれることなどから、高齢者の住まいの確保や、生活支援・介護・医療サービスの提供体制の確保を図ることが急務となるとともに、高齢者の健康状態をいかに維持・増進し続けていくか、介護予防が重要な課題となっている。また、障害者や子育て世帯においても、虚弱化予防や成人病予防などのための取組みが重要となっている。

高齢者等の健康状態の維持・増進に関しては、生活習慣改善などの個人の努力によるところが大きいとされる一方で、住生活空間の断熱化などの省エネルギー化が身体活動の活発化につながる効果があると考えられることなどから、健康の維持・増進に資する住生活空間のあり方を検証し、最適な住宅の普及を進めていく必要がある。

本事業は、住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等への影響に関する調査データをもとに、省エネルギー化された戸建住宅等による居住者の健康状況に対する効果について検証を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者等の健康の維持・増進に資する戸建住宅整備の推進方策を示すことを目的とする。

※本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、契約締結時期、業務内容等の変更が生じる場合があります。

(3) 事業内容

以下の事項を全て含む居住者の健康状況に対する効果等に係る調査を実施する。

- ① 住生活空間の省エネルギー化の有無による居住者の健康状況等への影響に関する調査
- ② 住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等に対する効果・ス

マートウェルネス住宅の普及等に関する検討

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年4月上旬 ～ 令和9年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の①～④までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

①過年度のスマートウェルネス住宅等推進モデル事業（特定部門）により省エネルギー改修工事を行った戸建住宅を調査対象に含めること。そのために、当該事業の補助を受けた者と協力を行うこと。

②公平性及び中立性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

③技術能力に関する要件

○医学や建築環境工学の学識経験者が連携・協力すること。

○その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

④経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：

令和8年3月10日(火)～令和8年3月24日(火)18時00分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限

令和8年3月24日(火)18時00分まで（必着）

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部（正1部・写3部）提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後 10 年間保存すること。

- ・着信を確認すること。
- ・ファイル総量は極力 10 メガバイト以内とすること。
- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe Acrobat Reader」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付 佐久間

電話：03-5253-8111 (内線 39-437)

電子メール：sakuma-r2ww@mlit.go.jp

3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等(業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等)を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。

- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等*からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
 - ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
 - ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- ※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

5. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。